



## 行政訴訟の第1審判決について

呉市が被告となっている行政訴訟について、令和6年1月22日に広島地方裁判所において判決の言渡しが行われました。

### 1 事件の概要

原告は、「呉市は、原告からの戸籍の附票の開示請求に対し、支援措置が適用されているとして開示をしなかった。また、原告からの支援措置申請書類に対する情報開示請求についても、存在の有無を明らかにしなかった。呉市の支援措置により、原告は、加害者として認定され、また、呉市に支援措置を改めることを求めても見直されず、加害者として扱われていること自体により、原告は耐え難い精神的な苦痛を被っている。」などと主張し、呉市に対し、原告に対する支援措置の適用の解除並びに原告の配偶者の申請による支援措置を適用し続けたことによる原告への名誉毀損その他の権利侵害及び原告の再三の主張にもかかわらず、原告を加害者として認定し続けていることによる精神的傷害に対する慰謝料として、金員160万円及びこれに対する支援措置適用日から年3分の割合による金員の支払を求め、提訴したものです。

(1) 事件番号等 令和5年(行ウ)第17号 慰謝料請求事件

(2) 管轄裁判所 広島地方裁判所

(3) 提訴年月日 令和5年2月26日(訴状送達年月日 同年5月15日)

(4) 原告 市外在住の個人

(5) 訴額 160万円

### 2 判決主文

(1) 本件訴えのうち、支援措置の解除を求める部分を却下する。

(2) 原告のその余の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は原告の負担とする。

### 3 今後の予定

(1) 原告が判決書の送達を受けた日の翌日から起算して14日以内に控訴しない場合は、この判決(呉市の勝訴)が確定します。

(2) 原告がこの判決を不服として控訴した場合は、控訴審において審理が継続します。